

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人三重大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を調査し、事務局、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人三重大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

医学部附属病院において令和 2 年度に発覚した不正・不祥事案（電子カルテ改竄及び診療報酬不正請求、薬剤使用並びに物品購入の見返りとした第三者供賄、薬剤（向精神薬）の紛失）に関しては、大学全体の内部統制システムに欠陥があったとの認識に基づき、類似の不正や不祥事の発生防止に向けて内部監査部門や会計監査人と連携して、監査を実施しました。再発防止や類似事案発生の未然防止に向けて、大学・病院共に真摯に取り組んでおり、

単に規定改正で終わらせることなく、その後の日常業務の中で改善に取り組んでいることを確認しました。

また、津労働基準監督署により、本学教育学部附属学校の教諭における労働管理に関して「指導票」、「是正勧告書」が交付された事例に関しては、未払いとなっていた超過勤務手当の支払いを完了したことと、労働環境の改善策について、津労働基準監督署に提出したことを確認しました。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人三重大大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 4 年 5 月 31 日

国立大学法人三重大学長
伊藤 正明 殿

監 事 服部 正興
監 事 小川 友香

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。